

(仮称) 三戸風力発電事業環境影響評価方法書
についての意見の概要と事業者の見解

令和 6 年 5 月

日本風力エネルギー株式会社

(空白のページ)

目次

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
(1) 公告の日	1
(2) 公告の方法	1
(3) 縦覧場所	1
(4) 縦覧期間	2
(5) 縦覧者数	2
2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催	3
(1) 公告の日及び公告方法	3
(2) 開催日時、開催場所及び来場者数	3
3. 環境影響評価方法書についての意見の把握	4
(1) 意見書の提出期間	4
(2) 意見書の提出方法	4
(3) 意見書の提出状況	4
第2章 環境影響評価方法書について提出された 環境の保全の見地からの意見の概要と事業者の見解	5

(空白のページ)

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第7条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を求めるため、環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）を作成した旨及びその他事項を公告し、方法書及びその要約書を公告の日から起算して1か月間縦覧に供した。

(1) 公告の日

令和6年3月29日（金）

(2) 公告の方法

① 日刊新聞紙による公告 [別紙1参照]

令和6年3月29日（金）付けの以下の日刊新聞紙に「公告」を掲載した。

- ・東奥日報（朝刊）
- ・デーリー東北（朝刊）

② 地方公共団体の広報誌によるお知らせ [別紙2参照]

以下の広報誌に「お知らせ」を掲載した。

- ・広報さんのへ
- ・広報しんごう
- ・広報たっこ
- ・広報とわだ

③ インターネットによるお知らせ [別紙3参照]

以下のホームページに「お知らせ」を掲載した。

- ・当社ウェブサイト
- ・青森県ウェブサイト
- ・十和田市ウェブサイト

④ ケーブルテレビによるお知らせ [別紙4参照]

- ・田子町ケーブルテレビに「お知らせ」を掲載した。

(3) 縦覧場所

地方公共団体庁舎6か所、コミュニティセンター1か所及びインターネットの利用による縦覧を実施した。

① 地方公共団体庁舎

- ・三戸町役場まちづくり推進課 : 青森県三戸郡三戸町在府小路町 43
- ・三戸町斗川支所 : 青森県三戸郡三戸町斗内清水田 14
- ・三戸町猿辺支所 : 青森県三戸郡三戸町貝守北向下田 32

- ・新郷村役場農林課 : 青森県三戸郡新郷村戸来風呂前 10
- ・田子町役場 2 階談話室 : 青森県三戸郡田子町田子天神堂平 81
- ・十和田市役所本館 3 階政策財政課 : 青森県十和田市西十二番町 6-1

② コミュニティセンター

- ・十和田市西コミュニティセンター : 青森県十和田市奥瀬中平 70-3

③ インターネットの利用

[別紙 3 参照]

- ・当社ウェブサイトの方法書の内容を掲載した。

<https://venaenergy.co.jp/5049>

(4) 縦覧期間

令和 6 年 3 月 29 日 (金) から令和 6 年 4 月 30 日 (火) までとした。

※令和 6 年 5 月 1 日 (水) から令和 6 年 5 月 14 日 (火) までの意見書提出期間も引き続き
閲覧可能な状態とした。

自治体庁舎は土・日・祝日を除く開庁時とし、コミュニティセンターは当該コミュニティセ
ンター開館時とした。インターネットは常時アクセス可能とした。

(5) 縦覧者数

縦覧者数 (意見書箱への投函者数) は 4 名であった。

(内訳)

- ・三戸町役場まちづくり推進課 0 名
- ・三戸町斗川支所 0 名
- ・三戸町猿辺支所 0 名
- ・新郷村役場農林課 0 名
- ・田子町役場 2 階談話室 1 名
- ・十和田市役所本館 3 階政策財政課 2 名
- ・十和田市西コミュニティセンター 1 名

(参考)

- ・インターネットによる閲覧 379 件 (令和 6 年 5 月 14 日まで)

2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第7条の2の規定に基づき、方法書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

(1) 公告の日及び公告方法

令和6年3月29日（金）

説明会の開催公告は、方法書の縦覧等に関する公告と同時に行った。 [別紙1参照]

(2) 開催日時、開催場所及び来場者数

説明会の開催日時、開催場所及び来場者数は以下のとおりである。

<三戸町>

- ・開催日時：令和6年4月11日（木）18時30分から
- ・開催場所：三戸町杉沢ふるさと会館（青森県三戸郡三戸町大字貝守字杉沢向平57-2）
- ・来場者数：6名

<新郷村>

- ・開催日時：令和6年4月12日（金）13時30分から
- ・開催場所：新郷村都市農村交流センター（美郷館）
（青森県三戸郡新郷村大字戸来字風呂前10）
- ・来場者数：4名

<田子町>

- ・開催日時：令和6年4月12日（金）18時30分から
- ・開催場所：田子町立中央公民館（青森県三戸郡田子町田子柏木田169）
- ・来場者数：14名

<十和田市>

- ・開催日時：令和6年4月13日（土）10時00分から
- ・開催場所：十和田市西コミュニティセンター（青森県十和田市大字奥瀬字中平70-3）
- ・来場者数：9名

3. 環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第8条の規定に基づき、事業者は環境の保全の見地からの意見を有する者の意見書の提出を受け付けた。 [別紙5 参照]

(1) 意見書の提出期間

令和6年3月29日（金）から令和6年5月14日（火）までの間
（縦覧期間及びその後2週間とし、郵便受付は当日消印有効とした。）

(2) 意見書の提出方法

- ① 縦覧場所に備え付けた意見書箱への投函
- ② 事業者への郵送による書面の提出

(3) 意見書の提出状況

意見書の提出は3通、意見総数は10件であった。

第2章 環境影響評価方法書について提出された環境の保全の見地からの意見の概要と事業者の見解

「環境影響評価法」第8条第1項の規定に基づく環境影響評価方法書について、環境の保全の見地から提出された意見の概要並びにこれに対する事業者の見解は、表2-1とおりである。

表2-1 環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

(意見書1)

No.	意見の概要	事業者の見解
1	<p>(仮)三戸風力発電事業の実施区域についてですが、コウモリの希少種が存在し、クマタカ、イヌワシなどの希少もうきん類生息地に近く、ハチクマ、コハクチョウの渡りルートであり、重要野鳥生息地であり、生物多様性の保全の鍵となる重要な地域であり、ふるさと森と川と海保全地域であり保安林がある場所です。</p> <p>バードストライクが起こることがわかっている風車をなぜこの場所に建てるのですか？</p>	<p>対象事業実施区域及びその周囲において、希少なコウモリ類やクマタカ、イヌワシを含めた希少猛禽類の生息、コハクチョウといった渡り鳥の渡りルートが存在する可能性を踏まえ、方法書に記載しておりますようにコウモリ類及び希少猛禽類の生息状況、渡り鳥の飛翔ルートを把握するための調査を実施することとしております。ふるさと森と川と海保全地域、保安林につきましては、関係機関と協議のうえ環境影響を回避または極力低減できるように努めてまいります。</p> <p>この場所は風況が良く、また風力発電に必要なインフラが整った場所であるため選定いたしました。今後の現地調査の結果を踏まえ、各種鳥類及び渡り鳥に対する影響を極力低減できるよう、事業計画を検討してまいります。</p>

(意見書2)

No.	意見の概要	事業者の見解
2	<p>人の勝手な価値観でこれ以上地球環境をこわさないでほしい。</p>	<p>地球環境の保全は、温暖化防止も重要なテーマのひとつと考えております。再生可能エネルギーを活用し二酸化炭素の排出量を削減することのできる風力発電は、地球環境の保全にも貢献できる側面を持っております。また、特定の発電方式に偏ることなく複数の方法で発電することは、エネルギーミックスの観点からも重要と考えております。</p> <p>一方、風力発電機の設置に伴い土地の改変を行いますので、環境影響に配慮し改変面積を極力少なくなるような事業計画にするように努めてまいります。</p>
3	<p>いくらエネルギーだとか言っても、今の価値が変われば風力発電も止めるのでしょうか？ 残されたモノは？</p>	<p>科学技術の発展により、将来、風力発電より効率的、かつ環境保全にも有益な発電方法が発明され、既に設置した風力発電施設が不要になるような事態も仮定の話としてはあり得ます。</p> <p>しかし、運転開始後、設置した風力発電機を撤去するための費用は積み立ててまいります。もし、風力発電機を撤去する必要がある場合であっても、そのまま放置するようなことはございません。</p>
4	<p>今ある自然を自然のままに。 お金という価値と、これから生まれてくる子供たちに自然を残すのがどっちが大事なのかを考えてください。</p>	<p>人が生活するうえで電気は必要不可欠な存在となっています。二酸化炭素の排出量削減、エネルギーミックス、さらに輸入に頼らないエネルギーとして、風力発電の活用はエネルギー安全保障の観点からも重要と考えております。</p>

(表は前ページの続き)

		<p>将来の子供達のために自然を残すことはもちろん重要ですが、その子供たちが安定した生活ができるように電力の供給体制を整えることも同様に重要と考えております。</p> <p>どのような発電方法であってもそれぞれ長所短所があり、自然に対して何らかの負荷をかけますが、今後、環境影響調査を実施し、自然に配慮した事業になるように計画してまいります</p>
--	--	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(意見書 3)

No.	意見の概要	事業者の見解
5	<p>生態系の攪乱、土砂災害、景観破壊の恐れがあることから本事業計画の撤回を求めます。</p> <p>■風車番号 風車番号が付けられていません。意見書を書くために必要ですから暫定でも結構です、付けてください。本意見書では西から東に向かって付けた以下の風車番号を用います。</p> <p>#1 N40° 24' 33" E141° 00' 44" #2 N40° 24' 21" E141° 00' 55" (標準点 523m の近く) #3 N40° 24' 30" E141° 01' 29" #4 N40° 24' 27" E141° 02' 18" #5 N40° 24' 09" E141° 02' 01" (標準点 500m の近く) #6 N40° 24' 01" E141° 01' 60" #7 N40° 23' 49" E141° 01' 44" #8 N40° 23' 41" E141° 01' 45" (標準点 557m の近く) #9 N40° 23' 29" E141° 02' 02" #10 N40° 23' 20" E141° 02' 12" #11 N40° 23' 30" E141° 02' 21" #12 N40° 23' 41" E141° 02' 20" #13 N40° 23' 28" E141° 03' 18" #14 N40° 24' 44" E141° 03' 33" #15 N40° 24' 45" E141° 04' 16" #16 N40° 24' 37" E141° 04' 16"</p>	<p>いただいたご意見を踏まえ、ご懸念を払しょくできるよう、影響を回避または極力低減できるような事業となるよう検討いたします。</p> <p>風車番号は準備書以降で明示いたします。なお、本ご意見で付けていただいた風車番号の位置は以下のようになります。</p> 
6	<p>■ツキノワグマ 2016 年に十和利山山麓でツキノワグマの襲撃による死亡事故が起きました 1)。</p> <p>対象事業実施区域とその周辺はツキノワグマのすみかです。そこに風車を多数設置することは、彼らの生活を攪乱することです。特に、低周波音や超低周波音に対する彼らの反応は解明されていません。</p> <p>海外では哺乳類の風車の忌避(displacement)が報告されています 2)。それによると、影響範囲は、トナカイで 5km 以上、オオカミで 5km 程度とあります。これは看過できない数値です。ツキノワグマの場合はどうなのでしょう。同報告書によれば、国内でのエビデンスはないとのこと。もし、ツキノワグマなどの大型哺乳類に対する影響範囲が数 km に及ぶならば、風車は明らかに生態系を攪乱しているといえます。</p>	<p>今後実施する現地調査において、対象事業実施区域及びその周囲におけるツキノワグマの生息状況を把握してまいります。その結果は環境影響評価準備書において記載いたします。</p> <p>緑の回廊については、対象事業実施区域には含まれず、改変する予定もございません。</p> <p>クマと風力発電施設との関係性については、国内外での最新の知見の収集に努めるとともに、専門家のご助言等もいただきながら適切に対応してまいります。</p>

(表は前ページの続き)

	<p>また、対象事業実施区域は緑の回廊と近接しています。緑の回廊はツキノワグマなどの大型哺乳類が自由に移動するために設けられたものです。</p> <p>対象事業実施区域周辺にはすでに 18 機の風車が稼働しています。今後本事業を含めて 103 機が設置される計画です。ますますツキノワグマの生息地が奪われて、ふもとの集落に出現する頻度が増加することは十分に予想されます。</p> <p>ツキノワグマを含む大型哺乳類に対する風車の影響についてのエビデンスが十分に蓄積され、精度の高いモデルが構築されるまで本事業は中止すべきです。</p> <p>1) 十和利山熊襲撃事件 https://ja.wikipedia.org/wiki/%E5%8D%81%E5%92%8C%E5%88%A9%E5%B1%B1%E7%86%8A%E8%A5%B2%E6%92%83%E4%BA%8B%E4%BB%B6</p> <p>2) 「陸上風力発電事業による生態系への環境影響評価の手法と課題 (平成 31 年 3 月)」陸上風力発電事業による生態系への環境影響評価の手法と課題に関する委員会</p>	
7	<p>■保護樹帯の天然林 風車#1～#13 は国有林内に設置される予定です。スギ、カラマツの植林を囲むように樹齢 100 年を超えるブナ、ミズナラの天然林が残されています。これらの天然林を切らないでください。これらの天然林は風害や土砂災害から人工林を守るために伐採せずに残されたものです。</p> <p>特に下記の風車は保護樹帯にあります。 #7, #8 594_林班_ほ #10, #11 588_林班_る</p>	<p>保護樹帯に該当する林分については極力改変を最小化させるよう検討してまいります。また、国有林となるため、改変場所等については影響が小さくなるよう関係機関と協議しながら、適切に事業計画を検討してまいります。</p>
8	<p>■地すべり地形 対象事業実施区域には地すべり地形が広く分布しています 3)。風車#9, #13 は地すべりの冠頂部に設置されます。これらの場所の樹木を伐採したり、土地を改変しないでください。危険です。</p> <p>3) 防災科学研究所地すべり地形分布図 https://www.j-shis.bosai.go.jp/landslidemap</p>	<p>地すべり地形については、防災上の観点から関係機関と十分に協議いたします。</p>
9	<p>■遷急線 風車#2, #4, #9, #11, #12, #13 は遷急線の近くに設置されます。遷急線とは尾根から谷に向かって斜面を見下ろしたときに、傾斜が急になる地点を繋いだ線です。いわゆる山の肩と呼ばれる場所です。遷急線は「侵食前線」とも呼ばれ、最も崩壊の可能性が高い場所です。これらの場所の樹木を伐採したり、土地を改変しないでください。危険です。</p>	<p>遷急線付近の改変にあたっては、関係機関と十分に協議し、防災上必要な対策を講じるなど安全に配慮した計画といたします。</p>
10	<p>■景観 五戸川沿いの畦畔林の景観を大きく損なう可能性があります。この一帯は保健保安林に指定されています。</p>	<p>五戸川沿いに位置する保健保安林については、本事業による改変は行わない事業計画としております。眺望景観に配慮した事業計画となるよう努めてまいります。</p>

日刊新聞に掲載した公告

○令和6年3月29日(金) 東奥日報(朝刊)、デーリー東北(朝刊)

お知らせ

「環境影響評価法」に基づき、「(仮称)三戸風力発電事業環境影響評価方法書」を縦覧し、説明会を開催いたします。

一、事業者の名称 日本風力エネルギー株式会社
 代表者の氏名 代表取締役 ラウル・リエンタ・セビージャ
 事務所の所在地 東京都港区虎ノ門二丁目十番四号
 オークラプレステータワー

二、事業の名称 (仮称)三戸風力発電事業
 種類 風力発電所設置事業(陸上)
 規模 発電設備出力:最大六万七千二百キロワット(基数:最大十六基)

三、対象事業実施区域 青森県三戸郡三戸町及び新郷村

四、環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲
 青森県三戸郡三戸町、新郷村、田子町及び十和田市

五、縦覧の場所・時間 三戸町役場まちづくり推進課、三戸町斗川支所、三戸町猿辺支所、新郷村役場農林課、田子町役場二階談話室、十和田市役所本館三階政策財政課、十和田市西コミュニティセンター※いずれも、土・日・祝日を除く開庁時
 電子縦覧 <https://vencenergy.co.jp/5049>

六、意見書の提出 環境影響評価方法書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所・氏名・意見(意見の理由を含む)をご記入のうえ、令和六年五月十四日(火)までに縦覧場所に備え付けておられます意見書箱にご投函くださるか、問い合わせ先へご郵送ください(当日消印有効)。

七、住民説明会の開催を予定する場所・日時

一、三戸町杉沢ふるさと会館(三戸町大字貝守字杉沢向平五七番地) 令和六年四月十一日(木) 18時30分から

二、新郷村都市農村交流センター(美郷館)(新郷村大字戸来字風呂前一〇番地) 令和六年四月十二日(金) 12時30分から

三、田子町立中央公民館(田子町田子柏木田一六九番地) 令和六年四月十二日(金) 18時30分から

四、十和田市西コミュニティセンター(十和田市奥瀬中平七〇番地) 令和六年四月十三日(土) 10時から

八、問い合わせ先 日本風力エネルギー株式会社 〒100-0001 東京都港区虎ノ門二丁目十番四号 オークラプレステータワー 十七階
 電話 〇三(六四五一)九七七七(担当 アクセル、矢島)

広報さんのへ

○令和6年4月号に掲載

お知らせ

三戸風力発電事業環境影響評価方法書の縦覧および説明会開催

問 日本風力エネルギー株式会社
☎ 03-6452-9777

「〔仮称〕三戸風力発電事業」について、環境影響評価の調査、予測および評価の手法をとりまとめた「環境影響評価方法書」を以下のとおり縦覧するとともに、説明会を開催します。

- 対象事業実施区域
三戸町および新郷村
- 縦覧場所
三戸町役場 まちづくり推進課、斗川支所、猿辺支所
- 縦覧期間
3月29日(金)～4月30日(火)
(8時15分～17時。土・日・祝日を除く)
- 意見書受付期間
3月29日(金)～5月14日(火)

※環境の保全の見地からのご意見をお持ちの人は、書面に住所・氏名・意見をご記入のうえ、意見書受付期間終了日までに、縦覧場所に備え付けの意見書箱にご投函ください。

■説明会（開催日時、会場）
4月11日(木)18時30分～、
杉沢ふるさと会館

インターネットによる公表▶ 

情報 報 掲 示 板

1 広報さんのへ

広報しんごう

○令和6年3月号に掲載

風力発電事業に係る 環境影響評価方法書の縦覧のお知らせ

青森県三戸郡三戸町及び新郷村において、日本風力エネルギー株式会社が計画している「(仮称)三戸風力発電事業」に関して、環境影響評価法に基づく「環境影響評価方法書」を以下のとおり縦覧いたします。

縦覧書類 (仮称)三戸風力発電事業環境影響評価方法書

縦覧場所 新郷村役場 農林課内

縦覧期間 令和6年3月29日(金)～4月30日(火)
(土・日・祝祭日を除く開庁時)

意見書受付期間 令和6年3月29日(金)～5月14日(火)
縦覧場所の意見書箱に投函、又は下記
問い合わせ先まで郵送ください。

説明会開催日時 令和6年4月12日(金)午後1時30分～

説明会開催会場 新郷村都市農村交流センター(美郷館)

問い合わせ

日本風力エネルギー株式会社

〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-10-4

オークラブレステージタワー17階

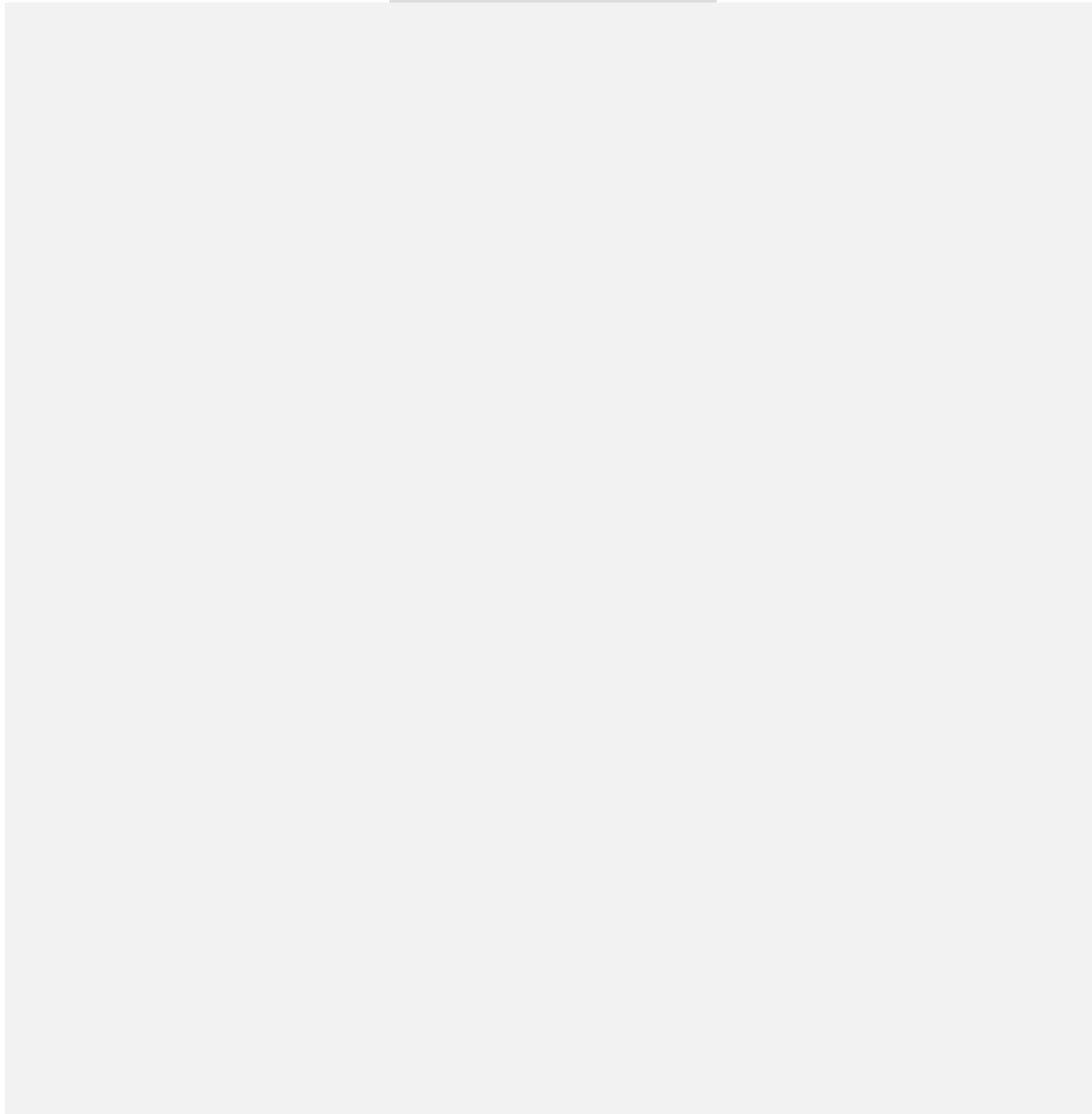
担当：アクセル、矢島 TEL.03-6452-9777

広報たっこ

○令和6年4月号に掲載

INFORMATION

お知らせ



■ (仮称) 三戸風力発電事業環境影響評価方法書の縦覧及び説明会開催のお知らせ

「(仮称) 三戸風力発電事業」について、環境影響評価の調査、予測及び評価の手法をとりまとめた「環境影響評価方法書」を以下のとおり縦覧するとともに、説明会を開催いたします。

▼事業名称 (仮称) 三戸風力発電事業 ▼事業者 日本風力エネルギー株式会社 ▼事業の種類 陸上風力発電
▼対象事業実施区域 三戸郡三戸町及び新郷村 ▼縦覧場所 田子町役場 2F 談話室 ▼インターネットによる公表 <https://avenaenergy.co.jp/5049> ▼縦覧期間 3月29日(金)～4月30日(火) 縦覧場所の開庁時間内 ▼意見書受付期間 3月29日(金)～5月14日(火)

※環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所・氏名・意見(意見の理由を含む)をご記入のうえ、意見書受付期間終了日までに、縦覧場所に備え付けの意見書箱にご投函いただくか、下記の間い合わせ先へご郵送ください(当日消印有効)。

▼説明会(開催日時、会場)
4月12日(金) 18時30分～ 田子町中央公民館

問 日本風力エネルギー株式会社(担当: アクセル、矢島)
〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-10-4 オークラプレステータワー17階 ☎03-6452-9777

広報とわだ

○令和6年4月号に掲載

**(仮称)三戸風力発電事業環境
影響評価方法書の縦覧および説
明会開催**

【環境影響評価方法書の縦覧】

事業名称 (仮称)三戸風力発電
事業

事業者名称 日本風力エネルギー(株)

対象事業実施区域 三戸郡三戸町
および新郷村

縦覧場所 政策財政課、西コミュニ
ティセンター

縦覧期限 4月30日(火) 各縦覧場
所の開庁・開館時間内

意見書受付期限 5月14日(火)

※環境保全の見地から意見がある
人は、意見書に住所・氏名・意見
(意見の理由を含む)をご記入の
うえ、5月14日(火)までに、縦覧
場所に備え付けの意見書箱に投函
するか、郵送してください(当日
消印有効)。

郵送先 〒105-0001 東京都港区
虎ノ門2-10-4 オークラプレス
テージタワー17階 担当:アク
セル、矢島

インターネットによる公表

<https://venaenergy.co.jp/5049>

【住民説明会】

とき 4月13日(土) 午前10時～

ところ 西コミュニティセンター

園日本風力エネルギー(株)

☎ 03-6452-9777



当社ウェブサイト掲載内容

○令和6年3月29日（金）より、当社ウェブサイトに掲載

VENA ENERGY

採用情報 | お問い合わせ | 相談窓口

トップ | 企業情報 | 事業案内 | お知らせ | 発電所 | 地域貢献 | 採用情報

ヴェーナ・エナジー > お知らせ > 風力 > (仮称) 三戸風力発電事業 環境影響評価方法書の縦覧について

2024.3.29 **風力**

(仮称) 三戸風力発電事業 環境影響評価方法書の縦覧について

令和6年3月29日
日本風力エネルギー株式会社

当社は、環境影響評価法及び電気事業法に基づき、「(仮称) 三戸風力発電事業 環境影響評価方法書」(以下、方法書)及び方法書を要約した書類(以下、要約書)を令和6年3月28日付で経済産業大臣へ届出、青森県知事、三戸町長、新郷村長、田子町長、十和田市長へ送付いたしました。

方法書及び要約書については、以下のとおり公表・縦覧し、説明会を開催いたします。

方法書の縦覧について

- 縦覧場所：
 - ・三戸町役場まちづくり推進課
 - ・三戸町斗川支所
 - ・三戸町猿辺支所
 - ・新郷村役場農林課
 - ・田子町役場2階談話室
 - ・十和田市役所本館3階政策財政課
 - ・十和田市西コミュニティセンター
- 縦覧期間：
 - 令和6年3月29日（金）から令和6年4月30日（火）

インターネットによる公表

表紙と目次	表紙と目次[136KB]
第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	第1章[59KB]
第2章 対象事業の目的及び内容	第2章[4MB]
第3.1章 対象事業実施区域及びその周囲の概況_自然的状況	第3.1章[33MB]
第3.2章 対象事業実施区域及びその周囲の概況_社会的状況	第3.2章[12MB]
第4章 計画段階配慮事項ごとの調査、予測及び評価の結果	第4章[17MB]
第5章 配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解	第5章[1MB]
第6章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法	第6章[16MB]

年別アーカイブ

- 2024 →
- 2023 →
- 2022 →
- 2021 →
- 2020 →
- 2019 →
- 2018 →
- 2017 →
- 2014 →
- 2013 →



第7章 その他環境省令で定める事項	第7章(8MB)
第8章 環境影響評価方法書を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	第8章(73KB)
資料編	資料編(959KB)
要約書	要約書(23MB)

意見書の送付について

方法書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所・氏名・意見（意見の理由を含む）をご記入のうえ、縦覧場所に備え付けております意見書箱にご投函くださるか、令和6年5月14日（火）までに下記宛へご郵送ください（当日消印有効）。

●郵送の場合

宛先：〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-10-4 オークラプレステータワー17階
日本風力エネルギー株式会社 アクセル、矢島 宛

意見書用紙は [こちらよりダウンロード](#) ください。

●記載事項

- ・氏名、住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）又は連絡先
- ・意見書の提出の対象である方法書の名称
- ・方法書についての環境の保全の見地からのご意見（日本語により、ご意見の理由を含めて記載してください。）

住民説明会の開催を予定する場所・日時について

場所：三戸町杉沢ふるさと会館（三戸町大字貝守字杉沢向平57番地2）

日時：令和6年4月11日（木）18時30分～

場所：新郷村都市農村交流センター（美郷館）（新郷村大字戸来字風呂前10番地）

日時：令和6年4月12日（金）13時30分～

場所：田子町立中央公民館（田子町田子柏木田169番地）


日時：令和6年4月12日（金）18時30分～

場所：十和田市西コミュニティセンター（十和田市奥瀬中平70番地3）





日時：令和6年4月13日（土）10時～

お問合せ先


〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-10-4 オークラプレステータワー17階
日本風力エネルギー株式会社 宛
TEL 03-6452-9777（担当：アクセル、矢島）



[トップ](#)
[企業情報](#)
[事業案内](#)
[お知らせ](#)
[発電所](#)
[地域貢献](#)
[採用情報](#)

© 2024 ヴィーナ・エナジー



青森県ウェブサイト掲載内容



現在の位置：ホーム>組織てさがす>環境エネルギー部>環境保全課>(仮称)三戸風力発電事業(環境影響評価手続状況)
 関連分野：[環境・エコ](#)

更新日付：2024年4月9日 [環境保全課](#)

(仮称)三戸風力発電事業(環境影響評価手続状況)

事業名	(仮称)三戸風力発電事業
事業者	日本風力エネルギー株式会社
事業の種類	風力発電所の設置
事業の規模	出力：最大67,200kW
事業実施想定区域	青森県三戸郡三戸町及び新郷村
関係地域	十和田市、三戸町、田子町及び新郷村
配慮書	公告：令和3年9月21日 縦覧：令和3年9月22日～10月25日 (縦覧場所) 三戸町役場3階 農林課、斗川支所、猿辺支所、新郷村役場 農林課、田子町役場3階 設計書縦覧室、十和田市役所 本館3階 政策財政課、十和田市西コミュニティセンター (電子縦覧) 事業者のホームページはこちら 審査会意見：令和3年11月26日 (内容はこちらです) 知事意見：令和3年12月20日 (内容はこちらです)
方法書	公告：令和6年3月29日 縦覧：令和6年3月29日～令和6年4月30日 (縦覧場所) ・三戸町役場まちづくり推進課 ・三戸町斗川支所 ・三戸町猿辺支所 ・新郷村役場農林課 ・田子町役場2階 談話室 ・十和田市役所本館3階 政策財政課 ・十和田市西コミュニティセンター (電子縦覧) 事業者のホームページはこちらです 説明会の開催： ・令和6年4月11日 18時30分～ 三戸町杉沢ふるさと会館 ・令和6年4月12日 13時30分～ 新郷村都市農村交流センター(美郷館) ・令和6年4月12日 18時30分～ 田子町立中央公民館 ・令和6年4月13日 10時～ 十和田市西コミュニティセンター 住民等意見の概要： 審査会意見： 知事意見：
準備書	公告： 縦覧： 説明会の開催： 住民等意見の概要： 審査会意見： 知事意見：
評価書	公告・縦覧：
事後調査等報告書	提出： 公告・縦覧：

関連ページ

- 環境影響評価(環境保全ページ)
- 環境影響評価の案件一覧

この記事についてのお問い合わせ

【現在作業中】R5の問い合わせ先です
 環境保全課 水・大気環境グループ
 電話：017-734-9242 FAX：017-734-8081

[お問い合わせ](#) [このページを印刷する](#)



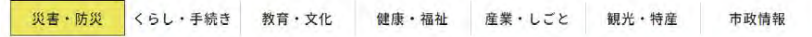
青森県庁

郵便番号：030-8570
 住所：青森県青森市長島一丁目1-1
 電話：017-722-1111(大代表)
 開庁時間：8時30分から17時15分
 (土曜日、日曜日、祝日、休日、年末年始を除く)
 ※一部、開庁時間が異なる組織、施設があります。



- このサイトについて
- サイトマップ
- 個人情報の取扱いについて
- 著作権・リンク等
- アクセシビリティ
- 画面表示の変更など
- Foreign Language
- よくある質問

十和田市ウェブサイト掲載内容



市政情報

- ▶ 市の紹介
- ▶ 公共施設
- ▶ 各種統計情報
- ▶ 行政・財政
- ▶ 計画・取り組み
- ▶ 市議会
- ▶ 明簿集
- ▶ 庁舎マップ・アクセス
- ▶ 広報
- ▶ 職員採用
- ▶ その他

現在の位置: [ホーム](#) > [市政情報](#) > [行政・財政](#) > [行政・まちづくり](#) > (仮称) 三戸風力発電事業環境影響評価方法書の縦覧に関するお知らせ

(仮称) 三戸風力発電事業環境影響評価方法書の縦覧に関するお知らせ

環境影響評価法に基づき、「(仮称) 三戸風力発電事業に係る環境影響評価方法書」を縦覧に供するとともに、ご意見を募集しますのでお知らせします。また、事業者による住民説明会を開催いたします。

事業者名

日本風力エネルギー株式会社

対象事業の名称

(仮称) 三戸風力発電事業

対象事業実施区域

三戸郡三戸町及び新郷村

縦覧について

縦覧書類：(仮称) 三戸風力発電事業環境影響評価方法書及び同意約書

縦覧場所：十和田市役所本館3階 政策財政課
十和田市西コミュニティセンター1階ロビー

縦覧期間：令和6年3月29日(金)から令和6年4月30日(火)まで
意見募集期間：令和6年3月29日(金)から令和6年5月14日(火)まで
(土曜日・日曜日・祝日を除く開庁時間)

方法書について環境保全の見地からご意見がある場合は、意見書に住所・氏名・意見(意見の理由を含む)をご記入のうえ、意見書受付期間終了日までに、縦覧場所に備え付けの意見書箱にご投函いただくか、下記の問い合わせ先へご連絡ください(当日消印有効)。

以下のウェブサイトからも縦覧可能です。
<https://venenergy.co.jp/5049>

住民説明会について

日本風力エネルギー株式会社により、下記のとおり住民説明会を開催します。

内 容：「(仮称) 三戸風力発電事業 環境影響評価方法書」の内容について
日 時：令和6年4月13日(土) 10時00分～
場 所：十和田市西コミュニティセンター

お問い合わせ先

日本風力エネルギー株式会社
住 所：〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-10-4 オークラブルステージタワー17階
担当者：アクセル、矢島
連絡先：電話 03-6452-9777

この記事へのお問い合わせ	政策財政課 政策企画係 電話：0176-51-6710 ファクス：0176-24-9616 メール： seisakuzaishu@city.towada.lg.jp
--------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

田子町ケーブルテレビ掲載内容

〈仮称〉三戸風力発電事業環境影響評価方法書縦覧・説明会

（仮称）三戸風力発電事業について環境影響評価の調査、予測及び評価の手法をとりまとめた「環境影響評価方法書」を以下のとおり縦覧するとともに、説明会を開催いたします。

- 事業名称 (仮称) 三戸風力発電事業
- 事業者 日本風力エネルギー株式会社
- 事業の種類 陸上風力発電
- 対象事業実施区域 三戸郡三戸町及び新郷村
- 縦覧場所 田子町役場2F 談話室
- インターネットによる公表 <https://venaenergy.co.jp/5049>
- 縦覧期間 令和6年3月29日(金)～令和6年4月30日(火)
[決定ボタン]で閉じる

↑↓でメニューを選択して決定ボタンを押してください。

〈仮称〉三戸風力発電事業環境影響評価方法書縦覧・説明会

縦覧場所の開庁時間内（平日午前8時15分～午後5時）

- 意見書受付期間 令和6年3月29日(金)～令和6年5月14日(火)
- ※環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所・氏名・意見（意見の理由を含む）をご記入のうえ、意見書受付期間終了日までに、縦覧場所に備え付けの意見書箱にご投函いただくか、下記の問い合わせ先へご郵送ください。（当日消印有効）
- 説明会（開催日時、会場） 令和6年4月12日(金) 18時30分～
田子町中央公民館（田子町大字田子字柏木田169）

〈問い合わせ先〉
日本風力エネルギー株式会社

[決定ボタン]で閉じる

↑↓でメニューを選択して決定ボタンを押してください。

「(仮称)三戸風力発電事業環境影響評価方法書」

ご意見記入用紙

「(仮称)三戸風力発電事業環境影響評価方法書」について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、意見書に必要事項をご記入の上、意見書箱にご投函いただくか、下記まで郵送ください。

※閲覧のみの場合、お名前、ご住所のみを記入の上、意見書箱へのご投函をお願いいたします。

○意見書の郵送先 〒105-0001 東京都港区虎ノ門 2-10-4
 オークラプレステージタワー17階
 日本風力エネルギー株式会社 アクセル、矢島 宛

○意見書の提出期限 令和6年5月14日(火) [当日消印有効]

意見書

令和6年 月 日

項目	ご記入欄
お名前 〔法人その他の団体にあつては、 法人名・団体名、代表者の氏名〕	
ご住所 〔法人その他の団体にあつては、 主たる事務所の所在地〕	〒
方法書についての環境の 保全の見地からのご意見	

注: 1. お名前、ご住所の記入をお願いいたします。
 なお、本用紙の情報は、個人情報保護の観点から適切に取り扱いたします。
 2. この用紙に書ききれない場合は、裏面又は同じ大きさ(A4 サイズ)の用紙をお使いください。